

修繕設計書							
年 度	令和 6 年 度						
修 繕 場 所	明石市藤江 9 2 4 - 8 明石市消防局			修 繕 方 法 及 修 繕 期 限	請 負		
					契約締結の翌日より		
					令和 6 年 1 2 月 2 7 日 まで		
修 繕 名 称	明石市消防局庁舎泡消火設備一斉開放弁取替修繕			支 払 い 方 法	前払金	無	
					部分払	無	
修 繕 概 要	1 泡消火設備一斉開放弁取替 1 式						
設 計 金 額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円

[illegible][illegible]

直接工事費

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
一斉開放弁	減圧型 6 5 A	1	台			
一斉開放弁	減圧型 5 0 A	6	台			
配管用炭素鋼鋼管	白付 6 5 A	1	本			
配管用炭素鋼鋼管	白付 5 0 A	3	本			
配管用炭素鋼鋼管	白付 1 5 A	3	本			
配管用継手類		1	式			
雑材消耗品		1	式			
配管取替費	既設撤去含む	1	式			
機器取付費	既設撤去含む	1	式			
機器材料搬入搬出費	既設撤去機器搬出含む	1	式			
塗装費	材工共 捻子部錆止	1	式			
高所作業車	オペレータ含む	1	式			
合 計		1	式			

明石市消防局庁舎泡消火設備一斉開放弁取替修繕特記仕様書

1 目的

本修繕は、明石市消防局庁舎に設置されている泡消火設備一斉開放弁の経年劣化等による原因で、誤動作を及ぼす恐れがあるため、正常に機能するよう取替を行うものである。

2 修繕場所

明石市藤江924-8 明石市消防局

3 修繕期間

契約締結日の翌日から令和6年12月27日までとする。

4 修繕内容

(1) 泡消火設備一斉開放弁取替

名称	規格	単位	数量
一斉開放弁	減圧型65A	台	1
一斉開放弁	減圧型50A	台	6
配管用炭素鋼鋼管	白付65A	本	1
配管用炭素鋼鋼管	白付50A	本	3
配管用炭素鋼鋼管	白付15A	本	3
配管用継手類		式	1
雑材消耗品		式	1
配管取替費	既設撤去含む	式	1
機器取付費	既設撤去含む	式	1
機器材料搬入搬出費	既設撤去機器含む	式	1
塗装費	材工共 捻子部錆止	式	1
高所作業車	オペレータ含む	式	1

5 既設泡消火設備の仕様

(1) 泡消火ポンプ

型式記号：NKP-KBC-MKF-1003-622

製造：テラルキョクトウ

仕様：ユニット型（ポンプ制御盤付）

100φ×875L/min×80M

呼水槽100L、圧力チャンバー

水温上昇防止用逃し配管、性能試験装置

サクションユニット、フート弁
電動機出力 22kW
電動機定格電圧 3φ 200V

(2) 屋内消火栓ポンプ

型式記号：NKP-KP-MKF-654-611A
製造：テラルキョクトウ
仕様：ユニット型（ポンプ制御盤付）
65φ×300L/min×77M
呼水槽100L
水温上昇防止用逃し配管、性能試験装置
サクションユニット、フート弁
電動機出力 11kW
電動機定格電圧 3φ 200V

(3) 消火補給水槽

仕様：SUS製、有効0.3m
給水25A、ボールタップ付
0.68 X 1.08 X 0.8H、架台0.35m 共 (耐震2.0G)
(SUS製)

(4) 隔膜式泡原液貯蔵槽

仕様：PPTK-30（水成膜泡3%）

6 その他

- (1) 現地確認等は、事前にその予定を連絡すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等その他関係法令を遵守し、必要な措置を講じ、安全管理に留意すること。
- (3) 本修繕の施工について消防局予防課への申請に必要な事前協議を行い、申請書類及び図面を作成すること。
- (4) 撤去品の廃材等については、関連する法令等を遵守するとともに、受注者の責任において適切に処分すること。
- (5) 作業に係る資機材等は、受託者において準備すること。
- (6) 設備配管内の薬剤が下水道等に流入しないように留意するとともに、飛散、漏洩しないよう措置を講ずること。
- (7) 作業時間は、9時から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむおえない場合は局職員と調整のうえ実施するも

のとする。

- (8) 施工に伴い、庁舎内緊急車両の車路の変更等が生じるなど、利用形態に変更が生じる場合は、消防局担当者と協議のうえ実施すること。
- (9) 作業実施時は、安全に十分留意し、場内の安全性が損なわれる場合は、警備員を配置する等の措置を講じること。
- (10) 既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。
- (11) 業務を履行するに当たり、必要な諸経費は全て受注者が負担すること。ただし、業務に必要な電力及び水道料金は消防局の負担とする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項又は疑義については、双方協議のうえ決定するものとする。

修繕共通仕様書

第1章 総則

1 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、明石市消防局が発注する修繕に適用する。但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工するものとする。

2 費用の負担

- (1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

3 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ消防局係員と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

4 提出書類

- (1) 受注者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりではない。

① 着工届	1 部	A 4 版
② 工程表	3 部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
③ 業務責任者届	1 部	A 4 版
④ 経歴書・資格者の写し	1 部	A 4 版
⑤ 修繕費内訳書	1 部	A 4 版
⑥ 施工計画書	1 部	A 4 版
⑦ 有資格一覧表（免許の写しを含む）	1 部	A 4 版
⑧ 完成届	1 部	A 4 版

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

5 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

6 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

7 品質

- (1) 機器・材料等の製作・据付においては、消防施設で使用される設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責務をもって対処すること。

8 検査

- (1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。
- (2) 受注者は、各工程ごとに消防局係員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。
- (4) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

9 関係官公庁との協議

- (1) 受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10 証明書の交付

- (1) 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

11 疑義の解釈

- (1) 受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は消防局係員の解釈に従うこと。

第2章 図書の提出

1 提出書類

- (1) 受注者は、下記書類を提出し、消防局係員の承認を得ること。但し、消防局係員が必要でない
と認めた場合はこのかぎりでない。

① 承認図	3部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
② 修繕日報	1部	A4版
③ 主要資材メーカーリスト及び材料試験表	1部	A4版
④ 緊急連絡網	1部	A4版
⑤ 完成図書	2部	A4版
⑥ 修繕写真（カラーコピー）	1部	
⑦ 各保証書	2部	（完成図書に収納（1部コピーでも可））
⑧ 各仕様書・カタログ・取扱説明書	2部	A4版
⑨ 納品書	2部	（完成図書に収納（1部コピー））

第3章 一般事項

1 施工管理

- (1) 業務責任者は、常に修繕現場に常駐し、消防局係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。
- (2) 既設撤去物については、消防局係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

2 損傷部補修

- (1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。
- (2) 万一損傷した場合は、消防局係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

3 災害事故防止

- (1) 修繕箇所は消防局内であるため、現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。
- (2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て受注者の責において処理すること。

4 廃棄物処理

- (1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に關しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。
- (4) 廃棄物の処分に關し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 保証期間

- (1) 保証期間は、完成後1年間とする。

6 その他

- (1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
- (2) 本業務完了に際し、消防局係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。
- (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- (4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則次頁のとおりとするが、消防局係員が必要でないと認めた場合はこのかぎりでない。

背表紙	表紙
令和□□年度	令和□□年度
○	
○	
修	△△修繕 完成図書
繕	
完	
成	
図	
書	
受注者名	受注者名

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。